

令和2年8月25日
茨城県産業戦略部産業政策課

都道府県等中小企業支援センター（指定法人）の名称の変更について

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構から、中小企業支援法（平成12年法律第43号）第7条第1項の規定による指定法人について、令和2年8月24日付けで下記のとおり変更の届出があったので、公表する。

記

1 変更の内容

指定法人の名称変更

変更前：公益財団法人茨城県中小企業振興公社

変更後：公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

2 変更の理由

公益財団法人茨城県中小企業振興公社が吸収合併されたことに伴い、存続法人である公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構に名称を変更するもの